
指定管理者制度導入指針

～「公の施設」管理運営手法の1つの選択肢として～

1 部署の使命と公の施設

「公の施設」とは、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設をいいます。

そのため、公の施設のあり方を見直す場合は、単なる財産（不動産）としてではなく、以下に記載した項目を参考に、目的実現のための1つの手段として、施設のあり方自体について検討する必要があります。

- 施設の設置目的、使命は何ですか
- 施設の利用者（現在の利用者と、本来利用が望ましい利用者）は誰ですか
- 施設の利用者は、何を求めているのですか
- 施設所管部署は、施設の運営によりどのような成果を期待しているのですか
成果に貢献しない施設は維持する必要がありません。¹

成果への貢献度に応じて、「施設管理事業」の優先順位は変化します。

- 今後、施設をどのようにしていくのですか（今後のあり方、計画）
以下の項目に該当する場合は、施設の今後のあり方について特に留意して検討する必要があります。
 - 施設の廃止、民間への譲渡、民営化の可能性がある場合
 - 施設の設置目的や用途を変更する可能性がある場合
 - 大規模な法改正や修繕などが予定されている場合 など

2 施設の管理運営の検討

「公の施設」をより効果的、効率的に運営するためには、指定管理者制度を含めたあらゆる方法²を調査し、比較検討する必要があります。

管理運営方法の決定にあたっては、以下に記載した項目を参考に、より望ましい運営が期待できる方法を選択することになります。

- 施設を運営するために導入できる、あらゆる方法を調査します。
- あらゆる方法について長所と短所を調べ、比較検討します。
- 検討に当たっては、特定の制度ありきでの検討は行わないこととします。
- 望ましい管理運営方法は施設によって異なる³と考えられることから、すべての施設について、どの管理運営方法がよりふさわしいのかを比較検討します。

¹ 施設の維持管理経費は、一般的には人件費に次いで高いといわれています。

² PFIなどのほか、公営住宅法における管理代行制度など、特別法である個別の公物管理法に規定された方法を含みます。

³ 同種の施設であっても、立地条件や規模等により、異なる方法による管理運営が望ましい場合がありますので注意してください。

3 制度の概要

前述の比較検討の結果、指定管理者制度による管理運営が他の方法よりも望ましいと判断された場合は、指定管理者制度の導入を進めることとします。

(1) 制度の特徴

- 株式会社，NPO法人，ボランティア団体，法人格を持たない団体，共同企業体などの団体が管理主体となることができます。
- 施設の利用許可等を行うことができます。
- 利用料金制による施設の管理運営ができます。
- 管理（ハードウェア，施設）と運営（ソフトウェア，事業）を一括して委ねることができます。
- 一般法である地方自治法を根拠としているため，具体の管理運営に関して柔軟な対応が期待できます。
- 使用料を収受する場合などは，別途委託等の手続きが必要となります。

(2) 法的な管理主体の制限

特別法は一般法よりも優先されるため，特別法である個別の公物管理法において管理主体が特定されている場合は，一般法である地方自治法に規定された指定管理者制度の導入ができません。

特別法における主な規定は，次のとおりです。

- 公立学校／学校教育法（昭和22年法律第26号）第5条
学校の設置者は，その設置する学校を管理し（後略）

(3) 通知等による業務範囲の規定

都市公園，下水道，公営住宅，道路，河川などは，国からの通知等により指定管理者の業務範囲が限定されています。

指定管理者制度の導入検討にあたっては，他の方法と比較することにより，より効果的かつ効率的な運営ができる方法を検討する必要があります。

(4) 公共性と運営方法の判断

市の業務を市以外のものが実施する場合，実施主体（サービス提供者）には公共性の確保が，市（サービス調達者）には，モニタリングの実施などによる適切な公共サービスの確保が求められます。

なお，指定管理者制度の導入にあたっては，公共性，安全性，公平性，中立性，公益性，専門性などのサービス水準の維持が必要となりますが，このことが直接的に，施設を直営により管理運営する理由とはなり得ません。

4 制度導入の判断

指定管理者制度導入の是非は，以下の項目を参考に判断します。

- 施設設置の成果
他の管理運営方法と比較して，当制度が施設の設置目的を達成するための，より効果的かつ効率的な方法であること

- 市民サービスの向上
指定管理者のノウハウ活用などにより、サービスの向上が期待できること
(例) 施設の利用促進 (利用者数の増加)
開館日、開館時間の拡大 (利用条件の改善)
利用者からの要望に対する柔軟な対応
新たな発想による自主事業の企画運営 など
- 経費の節減
指定管理者のノウハウ活用などにより、経費の節減が期待できること
(例) 柔軟な人材活用
コスト意識の徹底 など
- 民間市場の発達 (市場性, 代替性)
同種又は類似のサービスを提供する民間市場が一定程度発達していること
規模等を勘案し、当該施設を管理運営できる団体等が存在していること
(ただし、民業を圧迫しないことが必要)